北海道教育大学学術リポジトリ
Hokkaido University of Education Repository
国立大学法人 北海道教育大学
HOKKAIDO UNIVERSITY OF EDUCATION

函館ブラキストン商社証券とその金融史的意義

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2012-11-07
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 白山, 友正
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00001062

函館ブラキストン商社証券とその金融史的意義

白　山　友　正
北海道学芸大学函館分校社会学経済学教室

Tomomasa SHIRAYAMA: The securities of Blakiston Company in Hokkaido and its meaning of financial history

一　函館ブラッキストン商社証券発行の顚末

明治初期におけるわが国の金融史は史家並びに金融学者にとって興味深い。明治7,8年の間函館居留英国商人ブラッキストン社中より1種の証券を発行し，国内に流通せしめんと企てたことがあった。先ずその発端から述べよう。

明治7年9月17日独乙フランクフルト在留の本間清雄から大蔵省に下の如き飛報があった[1]。

函館に於て未詳ブラクマと申仁左之図之如キ銀行証券之如キ物発行ノ為メドントルフナウマン社へ押印注文相成候由猶委敷ハ探索之上可申上候得共不敢取申上候右ハ我紙幣とは異リ候へ共詰リ人物を害し候奸商の所為と存候勿論右社官許を得候て発行なれは仔細無之存候何れに共怪異なることに存候故先つ右丈当便に申上候　以上

七年九月十七日　　本　間　清　雄

大隈大蔵卿殿

吉田大蔵少輔殿

此に於て大蔵省は右ブラクマの職業自分等詳細の調査を外務省並びに開拓使に依頼した。

今般在フランクフルト本間清雄ヨリ別紙之通リ申来候処元来金券発行之儀ハ規律有之政府之許可を不得叨に発行不相成は勿論之事に付追て願出之程も難測候共所為に依り難捨置儀に有之候間其始末並本人身元職業等詳細探偵之上御報知被下度此段及依頼候也

七年十一月　　日　　大蔵卿　大　隈　重　信

外務卿　寺島宗則殿

開拓長官　黒田清隆殿

一方清雄から第2の飛報が到来した。曰く

来る十八日付を以て申上候証券の義に付猶取調候処大凡左の図の如きもの円より銭数種ドンドルフ及ナウマン押印社於てブラキストン社の註文の由にて製造仕候書風は原書を摸写し御覧に入候右証券の儀に付ては既に凡そ一ケ月前ニ承リ及候処探索の手続も無之に付直に押印社に承リ合候処右ハ独逸領事ベール Bail より草按を贈り来らさる故製造に取掛らさる云々申聞候依之龍動於て右領事に談話の序承り合候処頗る困却の容子にて右は文字訂校の為め維也納府ドクトワーゲネル方へ遣候同府には日本人多き故定て能書の者も可有之と存候也云々申聞候右故不得止又押印社へ掛合ひ兼て条約の趣も有之候へはブラキストン社よりの注文券は是非一見を要候云々申聞候処左之図の如きを相示し候何れにも不審の至に候間篤と御取調御座候様仕度縦令ブラキストン可信の社と雖とも官許なく如此証券を出す時は贋札に非るも我人民の害となること僅々ならすと奉存候勿論右証券は我紙幣に髣髴たる模様にも無之候間

直接製造禁止候訳にも至り兼候間不敢取鮫島公使へ稟議仕候　以上

七年九月二十一日　　本 間 清 雄

大隈大蔵卿殿

吉田大蔵少輔殿

大蔵卿は清雄に，両度の報知を披見したが注意と尽力に対し感謝し，製造禁止等の義は追て当省から申越す迄は見合わせ度，尚精密の調査を乞うと返書しているが，製造方禁止云々の語のあるのは，前に政府から紙幣製造方をドンドルフナウマン社え注文した際，次の如き約を取結んでいたに依る。

記

ドンドルフノーマン社中に於て此約定の期日より三十年の間は日本政府の為めに既に納めし紙幣及此後納むへき紙幣と商業取引の際誤認すへき如く模様外形等に於て類似せる紙幣を上梓製造仕間敷又た他の社中をして上梓製造するに到らしめ間敷万一此約定違背の事より日本政府の御迷惑出来候節は右社中於必らす埒明可申事に承諾仕候也

聞拓使は大蔵省の通知を受けるとすぐブラキストン商社の事情を探索し，甲乙二種二通の書を添え返答し来った。

フレッキストン義当港於て蒸気船二艘備置当港横浜上海の間交番に航海の社中取設の目論見相立何人に限らす加入の節金百円差出候は，証券百二十円相渡し十二ケ月限引換の筈，則二割の利足前渡の主意にと右証券請取候者は何れへ引当に差遣候共銘々存意次第，右航海社中は利益有之義急度見込相立候義と相見へ候其仔細は利金之節は社中へ取替損失相成候節はフレッキストンの引請の対談可相成の由，右は昨年六七月の頃より追々着手の手段にて尽力致し市中商人へも勧諭候趣の処更に加入人無之，併今に右企望は廃止候訳に無之加入の者有之次第施設の趣にて右証券の義も承候処未た注文は無之，尤も社も未た不相立証券のみ誂居候も無望に可属も難計云々。昨年十一月頃フレッキストン社或人に申聞候趣は当港より上海へ航海の蒸気船取設度付ては一社相立運賃の義は百斤に付往復共五十銭にて追々利益有之に随ひ漸次に引下候積，其方法は先つ百円正金差出候者へは社より証券を以て百二十円相渡し候定則二割利足の見込なく然上にて金融差支候節は右証券社へ差出候は，正金百円借渡候旨追々右金高積立航内運賃のみに無之彼我貨物運輸商法盛大に致度見込の由，然に社は第一支那商人を目的に相立其余は当市商人に相謀最も上海へ産物運輸の望有之者に候はゞ別て都合にも相成候間市中にて五人程丼にハウル社デュース支那人三四名略示談も致置候趣連中打揃候はゞ右蒸気船英国より取寄せ開業の由且証券製造等の義確と不承候得共右社名相立候はゞ如何様申居候由其後同社出入致候支那人話にも四番飛脚船は不断往来致差支筋も無之故フレッキストン存寄之航海社に重立左祖致候もの無之杯申居候事有之由其他ハ何の風聞も不承云々

これによば，ブラキストン社証券の目的は，函館港に汽船二隻を備置き，函館横浜間，函館上海間に交互航海し海産物の輸送をする設備資金獲得にあった。即ち何人に限らず加入の節は金100円を差出す時は12カ月限引換の証券120円を渡し，右証券を請取った者は何れへの引当に使用するも差支ないとした。而して証券を他に融通は出来ず，金融に差支える者には本証券を社に差出せば正金100円を渡す。社の業務が運賃収入のみでなく，積荷の販売も行ない利潤が増し，社の信用も大きくなる見込であるから，支那人のみでなく，函館商人にとっても好都合であろう，というのである。

当時の輸出の大宗は昆布，干鮑，煎海鼠，鰯等の海産物が主であったので，対上海貿易が主で，

開拓使の貸付金も北海道産物商会，運漕社，開運社等であり，明治9年10月，内務省勧商局の産業資金貸与と委託販売を為す広業商会の設置があり，上海貿易上の船腹の需要は大なるものがあった際である。

さて通貨鋳造ということになれば，いつの時代でもこれを重罪として取扱ってをり，御定書百箇条には「引廻之上磔」となっている。明治3年7月2日の大政官布告（宝貨偽造律）をそのまま，同年12月27日頒布の手続を見た新律綱領に踏襲せられた[2]。そのことと外国人であることから来る国際問題がからんでいる。

開拓使の報告により大蔵卿は外務卿に下の如き照会を発した。

先般フレッキストン社中ドンドルフノーマン社中元証券様之品注文相立候趣在フランクフルト本間清雄より報知有之右探偵方之義開拓使へ依頼致置候処此度同使より別紙之通申来候に付篤と思考致候処兼申進候通御国内於て紙幣発行之義ハ政府の許可を得候筈に有之最横浜第二国立銀行にて官許を得洋銀発行致居候得とも右とは其趣意彼此全く相異候義に付開拓使見込之通り同社へ訊問之上相違無之候はゝ断然差止め可申と存候右処分に付御省於て御差支之義ハ有之間敷哉此段及御問合候也

明治八年二月　　大蔵卿　大　隈　重　信

外務卿　寺　島　宗　則　殿

これによれば許可していないこと，許可してある横浜第2国立銀行の趣旨と全く異なるから，外務省さえ差支なくば断然差止めるからと，返事を求めている。然るに外務省は何故か遷延回答をしないので大蔵省は更に督促に及び漸く次の如き回答を得た。(傍点筆者)

函館在留英商フレッキストン社にて金券様のもの発行之企有之本間清雄内報書並開拓使見込及探偵書とも御回送相成フランクフルト・ドンドルフノーマン社中にて彌金券製造候哉実否探偵可致旨御来旨之趣ハ伯林府公使館へ報知致置候間猶其明細の報告を得次第可申進候

然るに開拓使より貴省へ差越候報告書に拠れは紙幣には無之又銀行之証券にも無之郵船会社之資本を興す為め株切手之買者を募るの証券と相見候　抑外人紙幣又は銀行券にもせよ日本紙幣又は日本銀行証券に類似せさるものを製出する日本政府より之を差止る特権無之様被存候　則横浜に於て上海香港バンクにて洋銀之証券を日本内地にて発行候同類例に有之，若し是を禁止するの特権あれは先横浜バンク之方を最初に着手せされはフレッキストンノ方を差止候訳には難至然るに横浜バンク之証券数年通用し来るを今日頓に差止候方策可存之歟猶貴省にて篤と御取調有之度候

将右郵船会社資本を募る為め株切手を発行候義銀行証券又は預り証券を使用すると同様にて我政府より取り分け禁止する理論通徹致間敷左すれは御国人民自己の信用に因り右券を買はんとする時公然禁止候訳には至り難く又我商民右同様の挙に応じ候者も可有之右にも制限は無之最も外国人右等之会社を発起するは我政府許不許及資本監督之権無之候得共若我人民中外人の勧誘を疑惑し危不危を官府へ伺出候節は官府にて其会社を保証せす且右等之会社儘傾敗も有之者に付求めさる方可然旨諭告に及候義は差支有之間敷其他公然彼領事へ懸合禁止候義は不被行事と存候此段及御報候也

明治八年三月二十三日　　外務卿　寺　島　宗　則

大蔵卿　大　隈　重　信　殿

此の外務省の見解は重要な意味をもっている。即ちブラキストン社証券は

1. 紙幣又は銀行券ではない郵船会社資本のために株切手を発行する場合，銀行証券又は預り

証券を使用するのと同様である。従って外人紙幣又は銀行券でも日本紙幣又は日本銀行証券に類似しないものの製造は差止める権利はない。

2. 横浜で，上海香港バンクの洋銀の証券発行を許可している。故に我が政府は之を禁止する権利がない。然るに大蔵省は政府の許可なくして内地に於て紙幣証券を発行せしめるのは国権の侵辱で事頗る重大とし，就中紙幣頭得能良介は禁止を強調，且つ御雇ジョージ・ヒー，ウイリャムスは次の如き意見

第1. 某国政府の王権は実に無限であるが日本は其王権を主張するに疑懼する所がある。

第2. 然らば日本政府は万国公法の理と近代文明に抵触せぬならば条約に於て制限されない。

第3. 某政府其管内に流通媒物（紙幣の類）を管理するは異議のないところである。然し日本の如きは条約面に於て外国人並びに日本人民共各個取引の際自在に外国正金或は日本正金を使用すへしとの条の外其他是権を交付するものなし。

第4. 故に外国正金或は日本貨幣を正金として流通すへきことを除き其他百種の紙幣類を允許制禁するは政府の当然の権利である。

第5. 国際法上より王権作用として之が禁止は可能であり，条約によるを要しない。

以上の陳述を参酌して，大蔵省は紙幣寮官員大属海老原某を外務省に遣し，清雄の送り来った摸本証券面日本字を剽取し，我定位の金円を記載したることは万国公法の許さぬところであると外務省官吏と弁論討議したので，遂に外務省は之に同意し，次の如く英国公使に照会した。

以書翰致啓上候陳ハ函館在留貴国商人フレッキストン社中より別紙図の如き証券押印之義独逸国ドルフーマン社中へ注文致置候趣彼地より報告有之候処右ハ我内地に於て発行可致企に相違無之哉及御尋候若我国発行の積を以製造致候事に候はゝ右発行之義は難差許存候実否御取調有之度此段及御依頼候　敬具

明治八年五月二十三日　　寺島外務卿

大不列顛国特命全権大使

ハルリーエスパークス閣下

之に対し同大使より次の回答があった。

去月二十三日附貴翰致落手候然らはブラキストン商社日本国通行之為証券発向ノ積ニ有之トノ報告有之候ニ右様証券発向難相許存候之付拙者ニ於テ取調候様御請求之趣承知致候右ハ拙者に於て未た一切報告無之候得とも箱館在留我領事へ右風聞如何之事より相起候や取調候様既に下命致し候間同人より申立次第再応閣下へ御掛合に可及此段回答如此候　敬具

六月四日　　英国公使　ハルリー・エス・パークス

寺島外務卿閣下

丁度数日後開拓使より独逸からブラキストン社へ到着した1円札及び10円札各一枚を添えた次の書状が大蔵省に来った。

客年以来度々御掛合有之候函館在留英商ブラッキストン社にて我通貨に擬し候紙幣体の者独逸国押印社へ注文致候一件函館支庁於て夫々探偵致候処今回一円及十銭之分到着之趣に付同地へ立入候者を以て内密為買取差越候最も未だ通用候義には無之趣候得共他日融通等に相用様にては弊害不少候間右予防之方法御省於て御見込も可有之に付詳細御申越之有度紙幣二葉相添此段及照会候也

八年六月七日　　開拓判官

大蔵丞御中

大蔵省は英国公使へ断然発行禁止の旨を云い送るべき旨再び外務省へ照会し，該省は直に下の如き照会をした。

以書翰致啓上候然ハ函館在留貴国商人ブラキストン氏社中より独逸国ドンドルフノーマン社中へ注文致候証券之儀に付当五月二十三日付書翰を以て及御依頼候処右取調方貴領事へ御下命相成候段六月四日御回答之趣致承知候然るに茲に封入之証券入手致し既に発行之証跡相顕候間先前申進候通布発行禁止直に御下命有之度此段更に及御依頼候　敬具

明治八年六月十四日　　外務卿　寺　島　宗　則

大不列顛図特命全権公使

ハルリー・エス・パークス閣下

追て別葉証券御一覧後御返却有之度候也

而して公使は直に之を承諾し，在函館領事へ下命し，ブラキストン社証券の発行を厳禁せしめた。大蔵省は下の如く太政官へ稟議した。

函館在留英商ブラキストン社より独逸国ドンドルフーノーマン押印社へ我証券の如きもの注文相成候趣明治七年九月中在フランクフルト本間清雄より報知有之に付其実否探偵方外務省及び開拓使へ屢及協議候処先般開拓使より右現券二葉相添別紙之通掛合候に付即一円券一葉を外務省へ相廻し尚英国公使へ可及掛合旨及協議候処今般同公使へ右証券発行禁止の義掛合候由別紙之通回答有之候就てはブラキストンへは同国公使より相達可申候得共人民中或は心得違にて通用致候哉も難計に付右証券通用不相成旨御布告相成度存候因て別紙写及十銭券一葉御布告按共副へ此段相伺候也

明治八年六月二十三日　　大蔵卿　大　隈　重　信

太政大臣　三 条 実 美 殿

そこで太政官は布告第125号を以って次の如く達した。

今般函館在留英国商ブラキストン商社於テ我国用通用之証券製造致候趣右ハ我政府ニ於テ許可セシモノニ無之ニ付通用不相成候条決テ取引致間敷此旨布告候事

但右証券ハ西洋紙ニシテ表面ニ此証券ヲ持参スル時ハ何時ニテモ可引換旨並ニ其社名及ヒ十銭一円等ノ文字ヲ日本西洋の両体ヲ以テ記載シ船形ノ図有之裏面ハ番号ノミ有之候事

明治八年八月四日

太政大臣　三　条　実　美

以上で見ると発行準備期に既に発覚し，流布せぬ間に禁止の如くであるが，「私ニ証券ヲ造テ国内ニ頒布」[3] したとある如く，若干は流通したらしい。

各府県でも一せいにこの禁令を布告した。その一例は次の如くであるが，その日付が9月3日であるから，禁令後1ケ月は公然とこの地方では流布されていたことになる。

第百三十二号

先般箱館在留英国人ブラキストン商社於て我政府の許可無之我国内通行之証券製造致し候趣に付右証券は取引致す間敷旨本日第百二十五号を以布告候処今般我国在留英国公使へ右証券発行制停止儀掛合の末同公使より箱館港在留英国領事へ相達し同商社に於て既に発行之分共総て引取相成候趣に付此旨更に布告候事

明治八年八月廿五日　　太政大臣　三　条　実　美

右之通被仰出候条此旨布達候事

明治八年九月三日　　山梨県令　藤　村　紫　朗

上の太政官布告を以て，一時世上の注意を引いたフラキストン社証券発行の件も終止符を打った。爾来外国人は我国内に於て我政府の許可なくして紙幣証券の類を発行を得ざるの事由が分明となったのであるが，この事件は榎本武楊がガルトネルに七飯の土地を払下げ，その回収に政府が手を焼いたガルトネル事件と共に外交上の二大問題であった。

後日譚として，翌9年10月，函館に於てこの証券で郵便切手を購わんとする者があった旨駅逓寮より大蔵省へ通知があり，次で実情調査の結果，ブラキストン社中と支那人との売買には間々この証券の受検があったらしく，日本人には概ね通用者はなかったが，内澗町美濃屋，幸町明石屋等は商売上止むを得ず，この証券を受取ることがあったが，すぐ同商社へ持参して新紙幣と交換した。大蔵省は開拓使に照会し，其通用虚実を探偵し，詳細の報告を求めたが，幸に注意を要する事件も起らなかった。

註

1) 北海道拓銀：北海道金融沿革一斑，明治44.8.1刊
　同　：北海道金融沿革，第一巻，第一編，第二編，自維新初年至明治19年
　同　：北海道金融史，大正7.8.3刊
2) 隈崎　渡：通貨偽造罪史考，法学新報67の2
　法制史研究：第12輯 p. 247
3) 村尾元長：北海道事情一斑 p. 69

二　当時の函館の経済

安政6年(1859)貿易のため開港した函館は，明治2年(1866)開拓使の設置に伴って，箱館戦争の困乱も静まり，新秩序のもとに発展の曙光を見るに至ったのであるが，海運に於ては，洋型船舶が増加し，明治7年から12年にかけて函館商人の所有洋型船は90余艘にも及び[1]，積載量と航数を増加，開拓使自らこれを運転し，若しくは民間に貸付けて商取引量を増加した。また明治3年回漕会社，同6年には保仁社が設置され，海上保険並びに荷為替を行なわしめ，保険を付けない貨物の輸送は運漕社を設けて為さしめると共に，同7年，三菱会社が東京函館間定期航路を開いた。また外国船舶で内国航路に就航し，函館港に出入するものがあり，横浜四番館（米国人の商館）の如きは1時其の汽船を以て横浜函館間の定期航海をなし利便を与えた。また陸運は函館を起点として，札幌本道の開さくは函館を繁栄させたことは勿論，沿道諸村落の開拓となり，延いては函館の発展に資した。

同2年9月開拓使は箱館生産方を廃し通商司会所に開拓使御用係を置き，函館に商社を取建て産物取扱方を命じた。従って函館港の移出入額は本道の第1位に位し，他港合計と比適する状態であった（第2表）。ここに函館港貿易価額表（第1表），北海道各港輸出入額（第2表）及び北海道主要輸出入品（第3表，第4表）を掲げてみよう。

第1表　函館港貿易価額表

年次	輸出(円)	輸入(円)	合計(円)	輸出超過(円)	年次	輸出(円)	輸入(円)	合計(円)	輸出超過(円)
明治 2	425,977	2,247	428,244	423,749	明治 6	437,527	17,256	454,793	420,281
3	400,773	2,995	403,768	397,778	7	265,089	16,080	281,169	249,009
4	434,052	19,632	453,684	414,420	8	490,146	29,300	519,446	460,846
5	338,946	8,360	347,306	330,0586					

(開拓使事業報告，函館区史 p. 421)

第 2 表　北海道各港輸出入額

港名	明治10年 輸出額(円)	明治10年 輸入額(円)	明治13年 輸出額(円)	明治13年 輸入額(円)	明治14年 輸出額(円)	明治14年 輸入額(円)
小樽	?	?	1,093,944	1,469,413	874,885	1,278,956
岩内	?	?	223,895	252,346	337,013	118,478
寿都	215,633	93,913	991,016	387,536	643,037	240,985
江差	446,383	321,338	1,140,584	1,390,587	926,528	1,034,232
福山	359,419	308,231	790,149	821,960	501,739	629,781
函館	799,580	876,373	2,297,104 (35%)	5,193,603 (50%)	2,713,340 (35%)	8,622,863 (65%)
室蘭	?	?	3,079	2,326	1,398	2,070
釧路	—	—	?	1,674	?	2,360
根室	60,351	1,685	222,404	4,661	289,405	25,357
その他	?	?	716,250	503,599	754,512	370,473
合計	?	?	7,478,425	10,027,710	7,041,857	12,325,564

(「開拓使事業報告」第3編 869～870頁)

第3表　明治14年北海道主要輸入品

品名	数量	価額(円)
米	500,786石	36,699,380
塩	—〆	349,939
酒	70,838石	1,069,264
味噌	394,958〆	123,972
果実	134,958ケ	116,607
遠糖	—	133,002
莚	—	328,209
縄	—	121,123
網	—	138,929
木綿	32,854ケ	1,288,922
太物	25,565〃	446,642
雑貨	933,748〃	3,674,528

(「新撰北海道史」第3巻 524-5頁)
(山口和雄，明治前期経済の分析 p. 208)

第4表　明治14年北海道主要輸出品

品名	数量(石)	価額(円)
胴鰊	133,032	774,639
身欠鰊	211,417	554,856
鰊白子	14,291	124,253
鰊笹目	27,156	149,996
鰊粕	371,113	2,237,606
鰊鰶	—	206,951
鮭	18,215	125,440
塩鮭	96,103	859,494
回鮭	13,436	100,595
鰯粕	41,567	300,515
昆布	112,809	645,110
長切昆布	19,584	101,021
雑貨	26,525	191,990

(「新撰北海道史」第3巻 523-4頁)

第4表で見る如く，輸出品は鰊粕，塩鮭，胴鰊，昆布，身欠鰊（生産数量順）等海産物が大部分で，昆布は大量に清国に輸出した。而して初めは清国商人が函館に来って輸出し，価格の如きもその左右する所で，我が国に不利であったので開拓使は，明治5年2月等外1等出仕丸田仲太郎，長崎商人友永幸太郎を上海に派遣，彼地の状況を視察せしめ直輸出の方法を講じ，同5年10月開拓使御用達榎本六兵衛等本道産物清国直輸出を許可した。即ち税納の産物は時価で承買し，直売を委託された時は売価5分の口銭を受け，諸商人の委託貨物も之れに準じ，諸商人への為替貸出は原価の

7割迄とし，1ケ月1分以下の利子を受けることとした。また支那各港への廻漕船は堅牢なるものを選び，帰途には適当な貨物を輸入する[2]。

開拓使は資本を貸与し，之を補助奨励し，且つ開通社を興し，資本金10万円及び海船北海道丸を貸与し，上海に店舗を置き売捌所とした。保仁社に海上保険，荷為替を取扱わせたことは前述の通りである。

然し乍ら，その営業担当者に人を得ず，営業振わず，一方清国商人の競争に抗し得ず，同10年4月上海の出店を閉鎖するに至り，商権は再び清国商人の手に帰した。

後広業商会（明治11-21），日本昆布会社（明治22-27）の設立による保護政策も，清国商権の牙城には迫り得なかった[3]が，英国商人ブラキストンは，それに迫らんとして，問題の証券発行を企てたのであった。

註

1) 北 海 道：北海道略史 p. 162
2) 函館税関：函館税関沿革史 p. 357
3) 日本昆布会社考課状其他（筆者所蔵）
羽原又吉：日本昆布資本主義発達史

三　当時の函館の金融

従来の慣習として函館商人は甚だ信用を重んじ，富商の間では1ケ月以内1万円以下の貸借には抵当を要せず，利息なしで互いに融通し，又一般商人も一旦信用を得れば口約で返済期と利子を定め証文を要せず融通した。一方普通の利子は概ね年2割乃至2割5分で，漁民の仕込に至っては随分不廉の物品を送り，其の漁獲物を低価に受取る弊風もあった。然るに諸府県から移住者が続々入り込むに及び，従来の富商間は別として，一般人の間では信用貸借は往時の如く行なわれず，それに明治12年以降の銀行業の開始までは，市中貸借利子は官より漁業資金の貸出を受ける漁民を除いては，暴利に苦しまざるを得なかった。

以前は入港の日本形船舶は其積載貨物と当地の貨物とを交換し，若しくは物品を売却し，これに携帯した金員を併せて搾粕其の他を買うを例としたし，又東京，大阪等の商人が仕入に来るにも一々金員を準備して来たのであったが，品不足で買入競争となり，資金不足となり，調達不能の者は仕入予定の物も買い得ぬ状態となった。

又函館商人が大阪に直輸する貨物も，相場の高低を考え時機を見て売却するのが有利であったが，多くは早く金員を得て仕入をなし帰来せねばならないので，往々投売をする状況であった。荷為替は以前から個人間に行なわれていたが，一般的でなく，其の利子は2分5厘を普通とした。当時の荷為替は非近代的で，運送業，倉庫業，保険業等の未発達な状態に於ては運送商品を証券化することは殆んど不可能であった。かかる場合，次に述べる三井組，後には第百十三国立銀行，第百四十九国立銀行等に商業銀行的機能を期待することは困難である。そのための接近の一手段として封建末期の問屋制資金前貸の方法が荷為替取引の上に現われてくるのも無理のないことであろう。第百十三国立銀行，明治12年の荷為替手形は3,593円で，貸付額の2%であった。また同14年三井銀行函館出張所のコルレス先は東京，大阪，横浜，神戸，四日市，敦賀，下ノ関，長崎等であった[1]。しかし国立銀行の地元創業は，やがて，商業銀行の手形割引業務発展への架け橋となり，近代化への踏み台となった[2]。

箱館開港に伴い，外国人は洋銀を以て我が1分銀に引き替え，此れで更に小判に替えて国外に輸出した。他方洋銀の使用は邦人は不慣れで流通も悪く，そのため箱館運上所は安政6年9月洋銀

の真贋を検し，同種の洋銀の100枚の平均量目を取り，銀貨毎に極印を打って通用せしめることにしたが，箱館に渡来した外商は尚之れを嫌忌し，皆邦貨を持ち去ったので，箱館には邦貨益々減少し，反対に洋貨多く残留し，下落を見たので洋銀での取引は諸品を益々高値とし，市在の困難が甚しかった。この影響がずっと明治維新後まで継続したので，市中は通貨の不足に悩む状態で，円滑なる商取引も行なわれ難い状態が続いたのである。そこで開拓使は，明治5年1月，三井組が政府に委任されて，開拓使正金兌換証券250万円を発行したのを期に，拓殖10ケ年計画の第1年目とし貸付会所を設置した。そもそも三井組は，本道との関係は古く，徳川時代の末期万延元年に御為替御用達三井八郎右衛門高福が幕府勘定所より箱館会所産物元仕入金集方掛屋御用達を命ぜられ，更に明治2年7月，開拓使御用掛総頭取に又同12月，北海道産物掛総頭取に任ぜられ，明治4年6月政府の命により御用為替座三井組の名称で，東京，大阪，横浜，神戸と共に函館に為換座を設置して造幣寮の御用を勤め，新貨と地金銀との交換及び地金銀の廻送の業務を開始した。これが三井組の金融業務活動の発端であった。開拓使正金兌換証券は三井札と呼び，10円，5円，1円，50銭，20銭，10銭の種であった[3]。貸付会所は東京，大阪，函館の3カ所に設け，北海道税金，定額金，発行証券等遣払見込高の余分を相当利分を以て貸付けるもので，三井組に貸付規則其の外取調申立つ可き旨を命じ，小野組，島田組，其の他6名及び函館の富商3名に用達を命じ，同時に管下に其の旨を布達した。次いで同7年12月同所仮規則を定め，同8年6月に至り，貸付会所条例，貸付会所定款及び貸付規則を制定して各会所に達した。これは7年末に小野組並びに島田組の破産により我が国金融市場が一時恐慌状態を現出したのに鑑みたものである。

明治9年7月，三井組から業務を引き継いだ三井銀行函館支店が発足し，函館内潤町1丁目1番地(現在の末広町)に開設し，主として公金の取扱い，為替業務を開始したので当時他銀行がなく，各府県に多くの支店を有していたので，信用を博し，函館商業界を益するところの大なるものがあった。然し，それとて大方の需要を充たすことができなかった。これは，恰も安政3,4年頃の銭払底の不便さにも似ていた[4]。

また明治5年1月，東京，大阪，函館に置いた貸付会所は，資金貸付機関として税金定額金発行証券等支出の余を貸付け，北海道産物販売の流通を図り一応完備し，本道金融並びに函館金融に関する主要機関であった。然し，本貸付開始以来未納金取立見込高漸次減少し，其の不足高は悉く皆各用達より弁償させたが，尚容易ならぬ減価を生じたのであったが，同11年12月に至り，漁民高利の資金借り利子に追われ，且つ旧場所請負人等の富豪が新規起業を妨害独立自営の道が立たぬ事情から，漁業資本貸与規則を設け5万円(本庁下3万円，函館根室両庁各1万円)を定額とし利子を収めしめ，其の1半を官収し，1半を資本積立とし，同12年1月廃止に決し，爾後は貸付金の回収に当ることとした。この貸付会所は北海道産物[5]商会，運漕社及び開道社に特種の保護を与えて設立したのであるが，資金貸与の方法は明治8年達会所定款貸付規則によれば，会所の貸付元金は之を3種に区別し，使庁より交付せる資金を第1種とし，之に8朱の利を徴す。内1朱を控除し之を積立てたものを第2種とし，会所純益を積立てたものを第3種とする。貸付金には凡て確実なる担保を徴し，返済期限は抵当物に因り長短があり，動産は3カ月，不動産は6カ月を1期とし，別に年賦償還の方法を設けた。利子は100円につき日歩3銭3厘乃至5銭と定め，又貸下金返納徴収の方法については，14年11月其の取扱順序を定め，之を布達した。

次に明治2年開拓使設置以来同14年に至る開拓使の貸付金総額は金647万8698円余で，取立金は573万1514円余，棄捐金高59,633円で差引残高68万7,549円余は開拓使廃止の際，東京，大阪の二府，札幌，函館，根室，岡山，徳島，和歌山の6県に引き継いだ。この14年に至り，11年

の漁業資本金貸与規則の貸付が，明年1月，開拓使定額の期が満ちるので，その償還のため大蔵省から貸与を乞い，資金融通の道を講じ，同年貸与の68万8500円は政府に償還する兌換証券引換元金250万円の内に取り明年6月に至り悉く之を償還することとした[6]。

一般利子も商業繁盛，物価騰貴の際なので，大抵1割乃至1割5分であった。物価は明治10年6月以前は正確に分らぬが，7月以後の分を見ると，好景気にて月々上昇し，13年下半期にはそのピークに達し，14年2,3月迄は峯頭を彷徨しつつあった。1例をあげると越後玄米1石平均相場東京12年に7円90銭，函館7円52銭，13年には，東京10円86銭，函館10円69銭[7]と，略東京並の昇り方であった。

爾後降下に向い道に不景気の端緒を開いて，三県時代に移ったのである[8]。例えば19年以後越後米1石平均相場は函館で4,5円に下った[9]。

註

1) 北海道拓殖銀行：北海道金融史 p. 34
三井銀行：北海道における三井銀行の歩み p: 10
明治14.1.28函館新聞
2) 伊丹正博：第18国立銀行の貿易商人的性格（九州大学九州文化研究所創立25周年記念論文集）
3) 三井銀行：前掲書 p. 8
4)「松前・函館は勿論，最寄村々之分は，従来内地同様之処，銭払底二而，毎々差支」（安治3年，蝦夷地御開拓諸書付諸伺書類，新撰北海道史第5巻 p. 1521）たので，函館通宝を鋳造した程であった。
5) 村尾元長：北海道事情一班 p. 76
6) 同上：p. 81
7),9) 村尾元長：北門の鍵 p. 55
8) 函館区史：p. 419-20

四　函館プラキストン商社証券の金融史的意義

先ず貨幣の本質について私見を述べたい。

クナップが貨幣は国家法制の産物とする貨幣国定説をとなえたのに対し，ベンディックセンはその経済的理論付けを深め，生産と消費が個人及び企業家によって独立して行なわれている場合には，社会的にはこれを結合してこれを交換せしめねばならない。生産と消費の媒介をなすのが貨幣であるが，それには一般的に承認せられた価値単位を用いて価値計算をすることと，かかる価値を示し労働給付の証拠として票券を用いること，この二つの前提を要するのであるが，それを果すのが貨幣であり，貨幣は法律上は支払手段であるが，国民経済的には先行給付の反対給付への指図証であるとした。

然し社会生産物に対する要求権を考えることは比喩としてはよろしいが，現実の経済社会は営利に基く交換であるから，権利義務の関係ではない。故にエルスターは要求権の代りに社会生産物に対する参加可能性とした。更に社会生産物に対する要求権としても価値尺度が必要である。価値尺度に言及すれば名目説は成り立たない。この意味で，指図証説は純粋の名目説でなくなる。

貨幣とは貨幣の機能を果すものである。従って素材価値説の主張するようにそれ自身一定の使用価値を有する財であることを要しない。単に交換の媒介手段または支払手段としての機能を営むだけで充分である。紙幣もまた貨幣である。しかし名目説の主張するような単なる票券または記号ではなく，貨幣機能に基く一定の価値を有するものであるとする。これが機能説である。

貨幣が機能価値を有する点は名目説と異なる。素材価値とは関係なく，交換の媒介手段又は支払手段たる機能に貨幣の本質を求めて，一般的財価値の保持者たることを否定する。この点は名目

説と同じである。いわば折衷説である。筆者はこの立場を支持する。

使用価値は物自体に固有なものでなく，人間と物との関係なるものは，実体にもとづくものでなく，一定の機能を果すから財が価値を有する。貨幣もこれと同じであると考えるのである。

さて，ブラキストン商社証券の文面を眺めよう。(第1図)

第1図　ブラキストン証券

証券表面に「此証券ヲ当社ニ差出シ促ス時ハ何時ニテモ引換相払可申候也」と誌し，其の左右に「函館ブラキストン」と記し，下部にブラキストンの署名があり，裏面には番号が記入してある丈である。

最初外務省の見解であった資本融資のための株切手発行の場合の銀行券，又は預り証券乃至小切手と做してよい所謂預金通貨の性質を持つものであろう。

当時まだ日本銀行（明治15年設立）ができる以前であるから，日本銀行の発行する銀行券乃至は政府の発行する紙幣或いは鋳貨である現金通貨の代用をなしたものと見てどうであろうか。

独逸滞留の本間清雄が騒ぎ立て，大蔵省と外務省，大蔵省と開拓使の掛合いとなり，外国人なる故に，当時まだ治外法権の行なわれていた際で，英国公使への思惑等で外交問題にまで発展したのであるが，この経緯の決末として，開拓使事業報告には

「明治八年八月，函館居留ブラキストン商社，私に証券を発行す。命じて之を停止す」

と簡単に片付けている。思うに開拓使としては，函館並びに，本道の経済乃至金融の実状，これは既に前項で詳述したところであるが，知悉していたので，出来得べくんば，この証券の機能，即ち経済上，金融上の民間への寄与の点から見て，大蔵省の許可を望んでいたであろうと思われるし，穏便の処置を取りたかったのであろう。また外務省としては，外交上の点から，これまた穏便の解決を願っており，ひとり大蔵省だけは，クナップの貨幣説の如く国権的貨幣法定説の立場から，禁止を強行したのである。

実は此の種の証券は外国の商館が交易上の必要から早くから行なわれたものであった。それが明治5年に銀行条例第22条で，其の頃行なわれていた藩札や証券などの通用を止めたが，当時の我が国の国際的地位からして，外国商館の分には一寸手が着けられずにいた。そこへこの事件が偶然持ち上ったので，それが動機となって，逆に明治9年3月14日，大蔵省省令で，外国証券の流通を一切停止することになったのが，この間の真相であり，同時に全国的な物価騰貴はインフレーショ

ンと考えられ，明治13年11月，松方正義の敢行せる紙幣整理はデフレーション政策として好評であったこととも，此の事件後の情勢であった。

五 結　　び

ブラキストンは文久2年の春，函館の中浜町に居を構え，先ずブラキストン商社を開き貿易をなすと同時に製材工場を当時の築島，現在の船場町に設けて製材を始めた。3隻の汽船と機械に船大工も引具し，その他現金等合せて資本は数千万円に達したろうと想像されている。この製材機械は精巧を極め，これが我が国における機械製材の嚆矢で，これを以て北海道の森林を伐採し己が船舶で清国方面にも輸出する計画を建てた。処が，交通の便は極めて悪く，又造林事業も非常に幼稚であったから，ブラキストンの工場が運転を始めたら，もう既に材料の原木不足を来した。そこで工場をその後釧路に移したが，これも失敗に終り，製材業は中止され機械は後に伊勢に運ばれたという。ブラキストンの所有船はスコットを船長とする商人丸（アキンド丸），パトンを船長とするアスリ丸，ホワイを船長とするカンカイ丸で，その後は専ら近海の運輸に従事，当時根室を根拠として活動した柳田藤吉はアキンド丸に蜜柑を積み長崎より箱館に輸送し千金を得た。翌慶応3年には幕府の長崎奉行と箱館奉行との間に，互いに営易する協定が成立し，アキンド丸はその衝に当って活動した。或る時は北海道の物産を積んで長崎経由で上海に航行したし，或いは根室の西別の塩鮭を江戸に回漕したこともあった。維新前後の戦禍中は，横浜から兵器を積んで秋田方面に輸送し，後に開拓使の命により，津軽海峡の定期航路を司った[1]。それが，上海航路船建造を目論見み，証券発行を敢行した訳である。

問題は外国人が発行したという点にあって，貨幣としての本質上の機能から見れば，経済上，金融上，当時の本道の開拓上，函館市況の活潑化のため，資金不足に悩む市人にとって，この種証券が要望されたのであり，他方，清国商人の対清貿易上による商権を奪回するため，対外貿易の大宗たる対清貿易上，日本商人，清国商人間に伍して，その巨大な資本力を以て断然頭角を現わしていたブラキストンの貿易船投資のためのこの証券の持つ意義も重要なものがあった。

それであるから，前述の如く，一度此の証券を禁止したにも拘らず，私かに使用されたのである。証券の種類は10円，5円，1円，50銭，20銭の6種であり[2]流通にも手頃であった。

イギリスに於て英蘭銀行の設立をめぐって，通貨主義と銀行主義か[3]という争いが生じ，この論争並びに，実施の交替の消長は永いものであるが，我が国の当時の貨幣制度下における函館の実状は，銀行主義でいく外はなかった。

この立場からすれば，金融手段としての証券は必要欠くべからざるものであった。即ち開拓使から大蔵省に対する報告に「紙幣ニハ無之，又銀行之証券ニモ無之，郵船会社之資本ヲ興スタメ，株切手之買者ヲ募ルノ証券ト相見候」と，その必要を認め，此の証券を肯定していたのである。尤も「外人紙幣又ハ銀行券ニモセヨ，日本紙幣又ハ日本銀行証券ニ類似セサルモノヲ製出セル，日本政府之ヲ差止ル特権無之」とあるところの類似のものを造った点はやはり禁止の対象になったわけである。開拓使も，その証券の実物を見るに及んで，大蔵省の意見に承服し，外務省もまた然りであった。この点さえなければ横浜バンクの証券が数年に亘って流通したと同様，流通を禁止する理由はなかった。

明治初期は，外国資本主義に対抗するために，国家の産業保護政策が必要であり，開拓使の直営産業もまた然り，地方国立銀行の設立も，軌を一にしていた。故に明治12年1月には，第13国立銀行が函館に開業，同5月には，第44国立銀行函館支店，翌13年2月には，第149国立銀行の

函館開業があり，紙幣の発行流通がある迄は，商人は金融逼迫に悩んだのであった。

之を要するに，ブラキストン商社証券を通貨主義から見て預金通貨であり，従って貨幣と見做してよく，また一方日本銀行設立以前であったから，現金通貨の代用を為したのである。

外国資本の導入，外人の紙幣私造という見地から観るならば問題は別であろうが，貨幣論的見地から金融史的に見るならば，貨幣の機能を完全とは云えないが，一応は果し得たもので，函館に於ける社会経済史上に於て，時代の要求に応じて発生した貴い記録すべきものであった。

註

1) 犬飼哲夫：北の風土と動物 p. 215-7

2) 岡田健蔵：函館百珍と函館史実 p. 84　これまでの日銀，函館図書館の外，昭和36，札幌の旧家から1枚発見された。162の番号のはいった十銭札の4枚目，以上いづれも10銭札（昭36.5.2朝日）

3) 深町郁弥：オウバストーンの通貨論（九大，経済学研究27の4）

甲比丹トーマス・ライト・ブラキストン年譜

1832（天保3）12.27　英国ハンヂ州リミントン港，男爵サー・ブラキストン家に生る。後，皇立陸軍士官学校に学び，近衛砲兵隊（又は騎兵隊付ともいう）騎兵将校となる。

1854（安政元）　クリミヤ戦争に大尉として従軍，退役後パリサー（ベリザ）遠征隊に投じ，カナダ・ロッキー山脈の間を探険，次いでハドソン湾地方，西部カナダ及び再度のロッキー山脈横断（第1回探険）
此の間，「英領北アメリカの鳥類に就て」発表　其後，揚子江上流の咖喇苗族の人類学的研究，同時に揚子江流域を測量，英国皇立地理学協会より，ローヤル・メダルを贈らる（第2回探険）

1861（文久元）　部下スコットに命じ，カンカイ丸・アキント丸・ドラゴン丸其他数隻の帆汽船を艤装し，精巧なる製材機其他雑貨を満載・海路黒竜江に向わせ，自らはモスコーを過ぎウラルを横断，バイカル湖畔をわたり，黒竜江を下り，部下と合す。（第3回探険）

1862（文久2）　江畔に一大製材所を起さんと計画して来たが，予定を変更，箱館に来り，ブラキストン商社をつくり，貿易に従う。

1863（文久3）　船大工島野市郎治の埋立地，地蔵町の1715坪の中986坪を借受く，

1874（明治7）　ブラキストン商社証券問題がおこる。

1875（〃 8）8.4.　同証券禁止の令が出る。

1883（〃 16）4月アジアチック・ソサイテイ報告第11巻1編に「大陸に接続せる日本上代の動物」を発表し，ブラキストン線命名の基礎となる。

1884（〃 17）　業を廃め米国に航す。
去るに臨み，鳥類標本を遺し，本道三角測量図を贈らる。スパイの疑いがあったので，解決まで時日を要した。功績としては，器械製材の創始，函館測候所の起源，ブラキストン線の発見，帆船競走の奨励，鳥類標本の寄付等であり，住所は函館招魂社下汐見町にあった。

1885（〃 18）　開拓使農業教師で牧畜業に貢献したエドウイン・ダンの妹，ダン孃と結婚

1891（〃 24）10.15 肺炎で，カルホルニヤ州サンデエゴで率，高年59才

1911（〃 44）8. 8　函館市弥生小学校で，ブラキストン沒去20年記念会を開催
その胸像を英副領事の手で除幕。八田博士，佐藤伝蔵の講演あり。